

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
反社会的勢力への対応			
総論			
1	「事務ガイドライン（第三分冊：5 前払式支払手段発行者関係）」 Ⅱ－1－2 柱書き	いかなる属性・行為をもって反社会的勢力と認定するかは、明確に統一された基準がなく、各事業者の判断で対応されているのが現状ではないと思われる。健全な経済活動に過度の負担や萎縮をもたらさないよう、事業内容に応じて排除すべき反社会的勢力の範囲が異なる可能性も考慮して、本ガイドラインにおいて明確な反社会的勢力の基準を示していただきたい。また、本ガイドラインは適用範囲を日本国内に限定していないが、国際取引において、相手国における組織犯罪等の実態を踏まえた契約条項や実務対応を行うことは極めて困難であるので、国際取引については適用除外とする、あるいは事業者ごとの柔軟な運用を認めるなどしていただきたい。	反社会的勢力はその形態が多様であり、社会情勢等に応じて変化し得るため、あらかじめ限定的に基準を設けることはその性質上妥当でないと考えます。本ガイドラインを参考に、各事業者において実態を踏まえて判断する必要があります。 なお、反社会的勢力の活動が国外に及ぶ可能性もあり、事業者側において反社会的勢力対応態勢を整備すべき要請は、日本国内に必ずしも限定されるものではないと考えられ、国際取引について適用除外とすることは適当でないと考えます。事業者毎に、その事業特性等を踏まえたリスクに応じた運用がなされることは、許容されます。
2	「金融検査マニュアル」 Ⅲ. 2. ② 柱書き	「取締役会は、個々の取引状況等を考慮しつつ、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような態勢を整備しているか。」について、新たに「個々の取引状況等を考慮しつつ」という文言を加えた理由はなにか。また、「取引状況等」とあるが、取引状況以外に考慮することが想定されている事項は何か。	反社会的勢力への対応は、個別具体的な事情に即して行う必要があり、この点を明確化したものです。 取引状況以外には、例えば、商品特性などを考慮することが考えられます。
3	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－4－10－2（2）、（3）、（5）	保険会社に「暴力団排除条項の導入」や「保険金等の支払審査を行うための態勢整備」を求めるという趣旨は理解できる。しかしながら、損害保険の分野では、反社が自動車保険に加入できなかったり、加入していても保険金は支払われないという問題が生じている。このため、反社との間で事故を起こした者は、それが被害者であっても保険金がもらえないばかりでなく、加害者でも（受取人が反社のため）保険金は払われない事態が起こりうる。このことは、当事者の金銭的な負担が大きく問題であり、こうした負担が少しでも減らせるよう、反社が運転免許の取得や更新ができなくなるような措置を公安当局に働きかけていただきたい。	貴重なご意見として承ります。 なお、暴力団排除条項導入後の自動車保険契約の約款では、保険契約者が事故を発生させ、反社会的勢力であることが判明した場合については、契約解除が行われても、第三者である被害者に対しては保険金は支払われることになっており、被害者救済の観点にも配慮した内容になっているものと承知しています。
4	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－4－10－2 柱書き 「保険検査マニュアル」 Ⅲ. 5. ② 柱書き	「態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ」と記載されているが、取引の各局面（事前審査・事後検証・保険金等の支払審査等）における検証の範囲・頻度等については、暴力団排除条項の導入有無、商品特性、各取引の特性等も勘案のうえ、適切な態勢を整備すればよいという理解で良いか。	ご理解のとおり、一律の対応を求める趣旨ではなく、被害者救済の観点やご指摘の点などを含めた個々の取引状況等に応じて、反社会的勢力に対して組織的に対応することが可能な態勢の整備を求めるものです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２ 柱書き	「被害者救済の観点を含め」とあるが、これは、具体的には、損害保険領域の賠償責任保険について、当該賠償責任保険契約の契約当事者が反社会的勢力に該当していると認められる場合であっても、事故被害者が賠償を得られない事態を回避する観点から、保険会社が重大事由解除の解除権行使を差し控え、更新拒絶を見送り、あるいは新規加入の申込を承諾する等しても差し支えない場合があり、かかる場合には、必ずしも保険会社の業務の適切性が害されていると評価されるものではないとする趣旨と解されるが、そのような理解でよいのか。	監督指針で記載しているとおり、反社会的勢力との関係遮断は重要な課題であり、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、組織としての対応や、反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築等を行っていくことが必要であると考えられます。
組織としての対応			
6	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（１）	「グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組む」べきこととしているが、基準が不明確ではないか。グループ内の会社において、反社会的勢力を排除できていない事例があった場合、銀行自体が処分等の対象になるのか。また、「一体となって取り組む」ために関係会社間で定期的な協議・会合、情報交換等を行っていないと趣旨か。	ここで「グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。」という着眼点を示しているのは、グループ内の会社間で、反社会的勢力の排除に向けた取組みの方針の統一化や情報交換等が適切に図られていなければ、金融取引における反社会的勢力との関係遮断の要請に的確に対応できないと考えられるためです。 「グループ」の範囲については、かかる趣旨を踏まえ、各金融機関の業務内容や組織構成等に応じて、個別具体的に検討する必要があると考えます。 銀行自体が処分等の対象になるのかについては、個別具体的に判断されることとなると思われます。 「グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組む」ための方策については、一律の対応が求められるわけではなく、各金融機関において、グループの規模等を勘案して、会社間で適切に連携を取ることができるような体制とされていることが必要となります。
7	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）①	「グループ」とは、資本関係を有する企業のうち、貸金業の業務を行っている集団と解して良いか。	ここで「グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。」という着眼点を示しているのは、グループ内の会社間で、反社会的勢力の排除に向けた取組みの方針の統一化や情報交換等が適切に図られていなければ、貸金業における反社会的勢力との関係遮断の要請に的確に対応できないと考えられるためです。 「グループ」の範囲については、かかる趣旨を踏まえ、各貸金業者の業務内容や組織構成等に応じて、個別具体的に検討する必要があると考えます。 なお、貸金業者が銀行等のグループに含まれる場合には、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－４－２（１）等の規定に留意する必要があります。
8	「事務ガイドライン（第三分冊：７ 不動産特定共同事業関係）」 ７－７－２ 柱書き ７－７－２（１）	現行頭書の「特例事業者の監督に当たっては、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意するものとする。」が削除され、改正案の主な着眼点（１）「組織としての対応」文中に、「不動産特定事業者又は特例事業者単体のみならず、不動産特定共同事業における反社会的勢力との関係遮断のため、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。」が追加されており、特例事業者自身が反社会的勢力排除の取組みを要する改正案となっております。 特例事業者はSPCである為、SPCから委託を受けたアセットマネージャー（３号事業者）等が、可能な限り対応を行うという理解でよろしいでしょうか。	基本的には、特例事業者が、不動産特定共同事業を営む者として、反社会的勢力排除に可能な限り取り組むことが求められます。具体的にどのような取組みを行うかは、本ガイドラインに基づき、個々の取引状況等を考慮しつつ、個別具体的に検討する必要があります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（１） 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．② 脚注16	当該取引とは、あくまでも銀行自身が契約当事者となる取引を範囲としていると理解してよいか。 (理由) 提携の形態は多岐にわたり、かつその金融サービスに関わる関係者の範囲は極めて広くなることから、この点の確認のため。	ご理解のとおり、原則として、銀行自身が契約当事者となる取引が対象となります。
反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築			
反社会的勢力に関するデータベース			
10	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）②イ.	「イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し」としているが、当該金融商品取引業者が独自にデータベースを構築する必要があるのでしょうか。例えば、親会社が充実したデータベースを保有している場合、子会社である金融商品取引業者が当該データベースを利用するだけでは体制として不十分でしょうか。	必ずしも当該業者独自のデータベースを構築している必要はなく、他者のデータベースを共同して利用することも可能と考えますが、当該業者内に反社会的勢力対応部署を設置し、同部署を通じて適切に他者データベースを利用することができることが前提となると考えます。
11	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）① 「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－10－２（２）①	反社会的勢力に係るデータベースの情報蓄積については、個別行における対応には限界があり、負担や労力等が極めて大きいため（多くの金融機関で行っている公刊物情報の収集に多額の費用が必要になる）、非効率的であると考えられる。反社会的勢力排除の必要性はあるが、そのために個別行が割くことができる経営資源は限られているのであるから、基本的に、業界団体としてデータベースを整備すべきであって、個別行に過大な負担を課すことは適切ではないのではないかと。	ご指摘のような観点も踏まえて、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－４－２（２）①において、情報の収集・分析等に際して「業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか」という着眼点を示しています。
12	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）②イ.	データの登録と排除対象については、各社で定義を定めて運用していくという理解で良いか確認したい。	ご理解のとおりですが、本監督指針を参考に、各社において実態を踏まえて検討する必要があります。
13	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）②イ. 「事務ガイドライン（第三分冊：７ 不動産特定共同事業関係）」 ７－７－２（２）①	改正案中「当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新する体制となっているか。」については、現行の「当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により」と比較し、限定的な文言となっております。 この「データベース」の定義ですが、事業者の業務に照らし、可能な範囲で収集した情報の蓄積という理解でよろしいでしょうか。	現行案と比較して限定的な文言となっているわけではないと考えますが、データベースについては、それぞれの事業者の事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリスクに応じて、反社会的勢力との関係を遮断するために必要な程度の情報を備えたものである必要があると考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
14	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）②	今回の改正案においては、現行監督指針Ⅱ－４－１０－２（２）②に関して規定されていた（注）が全部削除されているが、これは、同（注）に列挙されていた者のうち「保険金詐欺の実績のある者」「不当要求の実績のある者」については、モラル・リスクの排除を目的としたデータベース等において別途情報を管理・蓄積すべき場合があるとしても、暴力団員ないしその関係者との関係を伺わせる情報が特段存しない場合には、これらをいわゆる「反社会的勢力データベース」において継続的に管理・蓄積すべき対象となるものではないと整理したことによるものと理解するが、そのような理解でよい。	反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人であり、その判定に当たっては、暴力団員ないしその関係者といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要です。今回の監督指針の改正は、「反社会的勢力データベース」で管理すべき対象を拡張又は縮小したものではなく、従来から各社において管理してきた「保険金詐欺の実績のある者」や「不当要求の実績のある者」についても、前述の定義に該当するのであれば、引き続き、管理・蓄積していく必要があると考えます。
15	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）① 「保険検査マニュアル」 Ⅲ．５．②（い）	「反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析する体制」が求められているが、当該「収集・分析」について、どのような対応が求められるのか確認したい。	「収集・分析」とは、例えば、日常業務に従事する中で得られる反社会的勢力に関する情報や、新聞報道、警察や暴力追放運動推進センターからの提供等の複数のソースから得られる情報を集めた上で、継続的にその正確性・信頼性を検証する対応等を指すものと考えます。
16	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）① 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－１１（２）②イ．	反社会的勢力に関する情報の分析過程においては、金融機関において、入手した情報の信頼性の有無を適切に検討すべきことが当然の前提とされているものと理解される。この点を明確にするため、「当該情報の収集・分析等に際しては、その信頼性に対する評価を適切に行った上で、グループ内で情報の共有に努め、」との文言に修正することを提案する。	「分析」には、複数のソースから得られる情報を集めた上で、その正確性・信頼性を検証する対応等が含まれると考えますので、あえてご提案のような修正を施す必要はないと考えます。
17	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）①	「反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。」について、「削除」とはどのような場合を想定しているのでしょうか。 反社会的勢力に関する情報は反社会的勢力であるか否か判断するための一つの材料であること、偽装破門など真に暴力団を脱退したことを確認するのが困難であることを考えれば、データベースは前広に情報を蓄積すべきものであり、過去の情報について必ずしも「削除」する必要はないのではないのでしょうか。	たとえば、誤登録が発覚した場合など、反社会的勢力でないことが明白となるケースも想定され、その場合には反社会的勢力に関するデータベース上から削除することが必要となる場合があるものと考えます。
18	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）① 「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）①	反社会的勢力データベースを「適切に更新（情報の追加、削除、変更等）」すべきものとしているが、「削除」すべき場合として、具体的にどのような場合を想定しているのか、例を示すなどして教示願いたい。新聞記事等の公刊情報について、例えば10年前に暴力団員として検挙された情報を維持している場合、適切な更新がされていないとの判断をするのか。実際には、古い情報に該当した場合に改めて関係する情報の有無を調査することにより、新たな情報を発見するなど、有用な場合が少なくないため、削除の必要はないのではないかと。また、民間企業において、情報収集能力は限られており、ある人物が反社会的勢力であるとの公刊情報を収集することはできても、反社会的勢力ではなくなったとの情報を得ることは不可能であるから、削除すべき機会があるか疑問である。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
19	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ①	「当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。」とあるが、情報の「削除、変更等」とは、具体的にどのような場合に「削除」「変更」することを想定しているのか。「削除」については登録が錯誤によるものであることが発覚した場合、（業界団体からの提供された情報の場合）提供元から削除依頼があった場合が考えられると思うが、それ以外にあれば例示されたい。「元暴力団員」として把握している先について5年以上経過したことをもって「削除」対象とするのではないことを確認したい。「変更」については不明であった属性情報、例えば生年月日が判明した場合に情報の更新を行う場合が考えられると思うが、それ以外にあれば例示されたい。	「削除」の具体例については、No. 17・18をご参照ください。「変更」の具体例については、ご指摘のような場合が該当すると考えられます。
20	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ①	「当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。」とあるが、単に「利用しているか。」とせず、「積極的」「活用」という語をあえて用いたのは、業界団体から提供された情報を利用して既存顧客に反社会的勢力に該当する者がいないか検索する作業を超えて、より積極的な対応を求める趣旨か。そうであるならば、具体的にどのような行為が「積極的」「活用」に当たるのか、例示されたい。	ここで「積極的に活用」としているのは、提供された情報を自社のデータベースに取り込むなどして、取引の相手方の反社会的勢力該当性チェックに有効に役立てることを求めるものです。
21	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ① 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）②イ．	主要行等又は金融商品取引業者等に対する監督上の主な着眼点の一つとして、反社会的勢力対応部署において、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベース（以下「反社会的勢力データベース」という。）を「適切に更新（情報の追加、削除、変更等）」する体制（以下「反社会的勢力データベースの更新体制」という。）となっているかという点が新たに追加されている。上記各改正案で、「（情報の）削除」が明記されているのは、過去に反社会的勢力に該当していた者が反社会的勢力やその周辺者に該当しなくなったため登録情報を削除する場合のほか、真実は反社会的勢力ではないにもかかわらず、誤って反社会的勢力データベースに登録されてしまったような者がいることが判明した場合に、かかる登録情報を削除する体制の整備も、主要行等又は金融商品取引業者等に対する監督上の着眼点の一つとするものと理解している。 上記趣旨を明確にするため、上記「削除」との文言を、いずれも、「削除（誤って反社会的勢力として登録された者に係る情報の削除を含む）」との文言に修正することを提案する。	「削除」に、「誤って反社会的勢力として登録された者に係る情報の削除を含む」ものであることは明らかであると考えますので、ご提案のような修正は必要ないものと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
22	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ①	（１）反社データベースを適切に更新する態勢整備にあたって、情報の適切な追加のみならず、削除を含めた体制も要請している。各金融機関においては反社データベースを備えているものと思われるが、適切に更新（情報の削除を含む）する体制となっているか否かということは、即ち、反社データベースの情報から削除するための基準を策定するなどの措置が必要か。 （２）また、どのような場合が適切な削除と考えているか。 （３）削除の適切性の考慮要素として、どのようなものがあると考えられるか。 （理由） 反社排除を徹底化するためには、反社情報の定期的な追加は不可欠であると思われる。ところで、一旦なした取引を解除するためには法的リスクが存在するため、反社情報に関しては相当程度の精度が求められるし、元暴力団員や共生者・密接交際者の場合の更正阻害の防止の観点から、長期間更新しないままの情報や、断片的な情報を過大評価すべきではないことは十分理解できる。 しかしながら、反社会的勢力の潜在化に伴い、反社認定がますます困難になっている現状下において、反社取引を水際で阻止するためには、多種多様な情報をデータベースに盛り込む必要があり、たとえこうした情報が相当程度過去のものであっても、データベースにて保有し続けなければならない場合もあると思われる。 この点について、今般、適切な情報の更新の中には、適切な情報の追加のみならず適切な削除も行う体制を求めているのであれば、各金融機関において、適切な情報の削除を行っていくための基準作りなどが必要であると思われる。 また情報削除の適切性の考慮要素として、どのようなものを要求しているか、質問した次第である。	（１）一般的に、各金融機関において、反社会的勢力に関するデータベースの運用に際して一定の基準を策定すると思われますが、その中に情報の追加、削除、変更等についての基準も含まれることとなると考えられます。 （２）たとえば、誤登録が発覚した場合など、反社会的勢力でないことが明白となった場合に、速やかに反社会的勢力に関するデータベースから消去する措置等が考えられます。 （３）一般的かつ網羅的に考慮要素を示すことは困難であると考えますが、たとえば削除の根拠となる資料の評価が適切に行われることや、削除対象であることが明確になった場合に速やかにデータベースから消去すること等が考えられます。
23	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ① 「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）①	反社会的勢力データベースを「適切に更新（情報の追加、削除、変更等）」すべきものとしているが、例えば、以下のような場合にデータベースからの情報の「削除」を行うことは、「適切な更新」として、必ずしも金融機関の業務の適切性が害されていると評価されるものではないと解されるが、そのような理解でよいのか。 ① 当該情報が、単なる前科情報（当該人物が、何らかの罪名で検挙されたとの情報）に留まり、暴力団員ないしその関係者との関係を伺わせる情報は特段存しない場合。 ② 当該情報が、単に反社会的勢力の親族であるとの情報に留まり、当該人物が、暴力団の活動に関与していることを伺わせる具体的情報が特段存しない場合。 ③ 当該情報に係る人物から、合理的根拠に基づいて「自身が反社会的勢力ではない」旨の申し出があり、当該金融機関において、当該申し出の合理性を否定するに足る情報を入手し得なかった場合。 ④ 過去に反社会的勢力と一定の関係を有していた人物ないし法人が、その後、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を外部に表明すると共に、外部専門機関とも連携しつつ、反社会的勢力との関係遮断を実効あらしめるための態勢整備を実施したこと等により、反社会的勢力との関係が遮断されたと認められた場合。 ⑤ 警視庁が、東京都暴力団排除条例Q&AのQ6において、「暴力団関係者」とはみなさないとしている、単に下記の状況・境遇等にあるとの情報があるに留まり、暴力団員ないしその関係者との関係を伺わせる情報は特段存しない場合。 ・暴力団員と交際していると噂されている ・暴力団員と一緒に写真に写ったことがある ・暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際している ・暴力団員と結婚を前提に交際している ・親族・血縁関係者に暴力団員がいる	反社会的勢力に関するデータベースの運用については、一律の対応を求めるものではなく、各金融機関において、それぞれの事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリスクに応じた体制が取られる必要があります。また、データベースに登録された個別の情報についても、登録理由や根拠となる資料等は千差万別であると考えられます。 したがって、ご指摘のような事例を含め、データベースからの情報の「削除」を行うことが適切かどうかについては、個別の情報毎に判断される必要があると考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
24	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－１（参考）② Ⅲ－３－１－４－２（２）①	「反社会的勢力」についても、「取引が芳しくない先」についても、それぞれの銀行や証券会社においては、その認定を誤ることのないように適切な仕組みが設けられる必要があるのはもちろんのこと、万一誤った認定がなされたとしてもこれを出来るだけ早く是正できるような仕組みが設けられており、適切に運用されるようにする必要はある。具体的には次の点が確保されていることが必要ではないかと考えられる。 ① 「反社会的勢力」のほかに「取引が芳しくない先」という範疇を設けている場合は、その該当要件ができるだけ明確に定められ、それに従った運用がなされていること ② 上記の「反社会的勢力」及び「取引が芳しくない先」については、どのような資料がそろった場合にその設定をするのかが、できるだけ明確に定められ、それに従った運用がなされていること ③ 口座開設や融資取引などを拒絶された企業や個人が、自らが「反社会的勢力」や「取引が芳しくない先」に該当すると認定されているすればそれは事実誤認である旨を銀行や証券会社等に申し出てきた場合、上記②の認定に誤りがないかどうかを再確認する仕組みが設けられており、それに従った運用がなされていること ④ 上記③の再確認の結果、「反社会的勢力」や「取引が芳しくない先」として認定すべきではないと判明したときは、直ちにその認定を変更して、自行の当該リストから削除する仕組みが設けられており、それに従った運用がなされていること ⑤ 上記②の認定が、例えば関係団体から提供されたデータに基づく場合や自行の認定結果を関係団体に情報提供している場合には、その関係団体に対しても、上記③、④の顛末を報告する仕組みが設けられており、それに従った運用がなされていること	反社会的勢力に関するデータベースの運用については、一律の対応を求めるものではなく、各金融機関において、ご意見のような運用も参考にしつつ、それぞれの事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリスクに応じた体制が取られる必要があります。
25	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）① 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）②イ．	反社会的勢力に関する情報の収集・分析等につき、「グループ内で情報の共有に努め、業界団体等（又は自主規制機関等）から提供された情報を積極的に活用しているか。」という点も、主要行等又は金融商品取引業者等に対する監督上の主な着眼点の一つに追加されている。反社会的勢力データベースの更新体制としては、誤って反社会的勢力として登録された者の登録情報を適切に削除することも必要と考えられるところ、個人情報や顧客情報の適正管理の観点併せて考慮すれば、自らが反社会的勢力データベースに誤って登録されていると考える者が、金融機関に対して、登録の有無の確認や登録情報の訂正・削除等を求めた場合には、これを契機として、金融機関が当該登録情報の真偽を検証することを確保する仕組みを設ける必要があると考えられる。 具体的には、「業界団体等（又は自主規制機関等）から提供された情報を積極的に活用しているか、自らが反社会的勢力データベースに誤って登録されていると考える者が登録の有無の確認や登録情報の訂正・削除等を求めた場合には、当該登録情報の真偽を適切に検証する体制を設けているか。」との文言に修正することを提案する。 現在の実務においては、担当者への危害回避等のために、取引の拒絶等に際して、反社会的勢力データベースの登録対象者に対し、その登録の有無を伝えていないものと思われる。かかる実務を前提として、自らが反社会的勢力データベースに誤って登録されていると考える者が、金融機関に対して、登録の有無の確認や登録情報の訂正・削除等を求めた場合に、金融機関による当該登録情報の真偽の検証結果をどのようにフィードバックすべきかにつき、今後更に検討する必要があると考える。	貴重なご意見として承ります。 なお、反社会的勢力に関する情報の収集・分析に際しては、複数のソースから得られる情報を集めた上で、その正確性・信頼性を検証することが必要となります。また、例えば誤登録が発覚した場合などにおいては、反社会的勢力に関するデータベース上から速やかに削除する等の対応が必要となります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
26	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）① 「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）①	「グループ内での情報共有に努める」べきこととされているが、反社会的勢力に関するすべての情報共有をしないとしないということか。グループ内に日本証券業協会会員がいる場合、警察情報により排除対象と認めた事実、共有できないと考えられるが、問題はないか。また、どの程度の内容を共有していれば、情報共有をしていることになるのか。	「情報共有に努める」という努力規定であり、すべての情報共有をしなければならないということではありません。なお、ご指摘の場合に共有できない理由はお意見のみからは必ずしも明らかではありませんが、法的・技術的に不可能な場合等には、共有しないことが問題となることはないと考えます。共有の程度についても、一律の対応が必要となるものではなく、各金融機関が、その事業特性等に応じて、個別に検討することになります。
27	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（２）①	「グループ内で情報の共有」について、反社会的勢力の定義に該当すると思われるが警察からの裏付けがとれていない情報や、反社会的勢力の定義には一義的にはあたらないが、反社会的勢力と一緒に逮捕された者、金融犯罪者その他の重大犯罪者、悪質クレイマー等、各金融機関が取引をするのに適切ではないと判断する者の情報（いわゆる「不芳情報」）も共有すべきか。また、これら不芳情報を共有する場合、個人情報保護法23条1項2号（第三者提供の制限の例外）に該当するという理解でよいのか。	本監督指針で共有するよう努めることとされているのは、反社会的勢力に関する情報であって、これに該当しない者の情報の共有までを求めているものではありません。 なお、ご指摘のいわゆる不芳情報がいかなる情報までを含むものか明らかではなく、一律に判断することはできません。ただし、金融機関の役職員の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、業務妨害行為を行う悪質者等に係る情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第23条第1項第2号に該当するものと考えられます（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条第1項第2号ご参照）。
28	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（２）① 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（イ）	反社会的勢力に関する情報について「グループ内で情報の共有に努め」とあるが、証券子会社等のグループ企業が警察等から提供された情報をもとに取引解消を図っている場合、親会社である銀行が当該情報を共有し、銀行取引の解消を図ることは問題ないか確認したい（グループ会社間で情報共有する際に留意すべき点があれば示してもらいたい）。	グループ会社間での情報共有の際に留意すべき点を網羅的に示すことは困難ですが、反社会的勢力に関する個人情報を保有・利用することについては、一般的には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）との関係が問題となると考えられます。この点については、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）において、基本的な考え方が整理されています。 また、情報提供元との間で、提供された情報を第三者に提供しない旨合意している場合には、当該情報の共有に際しては、かかる情報提供元との合意に反することないように留意する必要があると考えられます。
29	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）②イ．	業界団体等が提供するものと同等以上のデータベースを銀行等グループ会社と共同で整備している場合には、業界団体等のデータベースを利用しなくても、データベースを構築し、適切に更新する体制が整備されていると解して良いか。	業界団体等が提供するものと同等以上のデータベースであるとの評価が可能かは不明ですが、仮にそのような評価が可能であるとすると、ご理解のとおりと考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
30	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（２） ①	「反社会的勢力に関する情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか」、「反社会的勢力に関する情報を取引先の審査や金融機関における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか」とありますが、業界団体等から提供された情報は、現状、それだけでは、反社会的勢力であるかどうか属性判断等を行うことはできません。また、警察や暴追センターに確認することのできるレベルまで対象を絞り込むことも容易でないのが実情です。ここで想定している活用の具体例等があればご教示ください。	業界団体等から提供された情報が、それ単体では反社会的勢力該当性を判断することができないとしても、たとえば、新聞報道や他のソースから得られた情報、現場での交渉記録等の補完情報として活用できる場合もあるものと考えられます。
31	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ① 「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）①	「業界団体等から提供された情報を積極的に活用」すべきこととされているが、利用価値が低いとの判断の下に活用していない場合は、問題があるか。	ご指摘のような判断が適切なものであるという場合においては、特に問題はないと考えます。
32	「事務ガイドライン（第三分冊： 14 資金移動業者関係）」 Ⅰ－２－１－３－１（２） ① Ⅰ－２－１－３－１（３）	資金移動業者は、資産凍結対象者リスト等を利用して、事前審査により、該当者との取引を排除する仕組みを持っている企業が多いが、反社会勢力に関する情報の収集において、資産凍結対象者リストのような、情報提供がされておらず、また、自社のみでの反社会勢力に関する情報の収集は限界がある。 また、外部機関からの反社会的勢力に関する情報提供において、アルファベットやカナの情報が提供されない場合もあることから、こうした外部機関に、カナやアルファベットデータ、生年月日データを情報提供するように働きかけをお願いしたい。	貴重なご意見として承ります。
33	「事務ガイドライン（第三分冊： 5 前払式支払手段発行者関係）」 Ⅱ－１－２－１（２）①	『情報を「積極的に」収集・分析』とあるが、具体的にどのような収集、分析方法を意味しているのか。	「積極的に」の意味については、日頃から、意識的に情報のアンテナを張り、新聞報道等に注意して幅広く情報の収集を行ったり、外部専門機関等から提供された情報なども合わせて、その正確性・信頼性を検証するなどの対応が考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
34	「事務ガイドライン（第三分冊：5 前払式支払手段発行者関係）」 Ⅱ－1－2－1（2）①	事業者ごとに独自のデータベースを構築するのは大変な負担であり、排除した結果相手方から訴訟の提起を受ける等のリスクも負うことになるから、相当の委縮が生じる。金融庁その他公的機関においては、反社会的勢力データベースやそれを構成する情報の提供、データベース構築支援等の積極的なサポートをいただきたい。	貴重なご意見として承ります。
35	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－3－1－4－2（2）① 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－2－11（2）②イ。 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．2．②（i）、（ii）	反社会的勢力への対応の重要性には全面的に賛同する。しかし、その目標達成に向けて困難に直面している。反社に関する当局（警察庁）のデータベースが（日本証券業協会を例外として）金融機関と共有されていないため、金融機関が反社勢力に対する取組みにおいて効果的な対応をとることが困難となっている。金融機関の対応を支援すべく、当局も取り得るあらゆる手段をとるよう要望したい。	
36	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－3－1－4－2（2）①	金融サービスセクターにおける反社会的勢力と対抗する効果的な手段として、最新の信用情報システムの構築を支援する適切な施策を講じることを推奨します。 このようなシステムを採用することは、消費者がより正確でリスクに応じた価格設定による低価格の恩恵を受け、金融サービスセクターがより効率的で競争力を持つようになり、さらに金融サービスセクターが不正発生率を減らすことで消費者に対する信用コストを低く維持することにも役立ちます。また、現行の反社会的勢力の排除に関する規制に適合した信用情報システムを構築するために、国会は警察庁の反社会的勢力の構成員に関するデータベースに信用情報機関がアクセスできるよう、関連法を改正すべきです。 強力な全国信用情報システムの開発は、利害関係者間での信頼および協力が要求される大きな取組みであると考えられるため、最初のステップとして、日本政府に対して、強力な全国信用情報態勢の潜在的なメリットを検討するために、内閣府の下に包括的な検討会を設置することを要請します。	
37	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－2－6（1）②イ。	データベースの構築が求められているが、一企業が有する情報は多くなく、また、業界団体等から提供される情報も、その量及び精度に不安がある。そこで、国がデータベースを整備し、各事業者がこれを活用する仕組みを構築されるべきと考える。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
外部専門機関との緊密な連携体制			
38	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－１－３－２（２）② Ⅱ－１－３－２（４）	信用保証協会による警察庁データベースへの接続を期待するとともに、これが実現するまでの間は、以下のとおり、継続的な取組姿勢を監督いただくような指針に変更していただきたい。 Ⅱ－１－３－２（２）②4行目の「体制となっているか。」について、「体制整備に努めているか。」もしくは「体制整備に取り組んでいるか。」への変更 Ⅱ－１－３－２（４）2行目の「態勢が整備されているか。」について、「態勢整備に努めているか。」もしくは「態勢整備に取り組んでいるか。」への変更 ・理由 反社会的勢力との関係遮断は、金融機関のみならず資金調達に携わる関係機関が一丸となり取組むことで、より一層の効果が発揮されますので、警察庁が有している反社会的勢力のデータベースを信用保証協会が共有できるようなシステム構築が最も有効だと思われます。このように、現状では信用保証協会の警察庁との連携体制及び反社会的勢力との関係遮断体制が完全に整備されているとはいえず、その一方で、データベース構築には信用保証協会、監督官庁、警察庁等の協議が必要であり、一朝一夕に実現するものではありません。したがって、意見のとおりデータベースの接続を期待するとともに、その間の監督指針については、態勢整備の完了を監督いただくのではなく、整備への取り組み姿勢を監督いただくよう変更を希望するものです。	ご指摘の信用保証協会に対する監督については、警察庁データベースとの接続のみをもって、「反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制」や「適切な事後検証を行うための態勢」が構築されたと判断するものではありません。また、警察との連携体制の構築にあたっては、監督指針案のとおり「平素より、警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築すること」が特に重要と考えます。 ご意見等に係る点については、貴重なご意見として承ります。
39	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２）②	「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－３－１－４－２（２）②において、「外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど」とあるが、現状は金融機関から反社の疑義がある者の照会を警察当局に行っても個人情報保護を理由に謝絶されるなど連携が築けにくい。このため、反社に該当するか否かの照会に関し、警察当局が回答することは、個人情報保護法上問題ないという見解を示すか、法務当局に個人情報保護法の手当てを促し、法律上問題が生じないようにしていただきたい。	貴重なご意見として承ります。なお、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）もご参照ください。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
40	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ②	（１）「外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われているか」という従前の指針が、「外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行う」という能動的な表現に改まったのは、どのような理由か。 （２）金融機関が、業界団体等が開催する銀行警察連絡協議会等の会議に漫然と担当者を参加させるだけでなく、個別事案などで警察、暴追センター、弁護士等に相談するなどの体制をとる必要がある、という趣旨か。 （理由） 各都道府県下にあたっては、金融機関が、協会が開催する銀行警察連絡協議会等の会議に出席するなどの活動が行われている。しかし、こうした会議に漫然参加しているだけでは不十分で、反社判明事案等があれば積極的に専門機関に相談する体制をとっておかなければならない、という御庁の強い意思表示であるように見受けられたため、質問した次第である。	（１）表現振りは改めておりますが、求められる対応は従前と同様です。 （２）ご理解のとおりです。
迅速かつ適切な報告・相談体制			
41	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（２） ③ Ⅲ－３－１－４－２（５） ①	反社会的勢力との取引が判明した場合、反社会的勢力対応部署が当該情報を経営陣に報告する体制となっていることを求めているが、個別行においては、取り組みが進められている中で、特に普通預金の解約についてはルーティンワークとなっており、経営陣に報告しないまま排除を進めているケースもあるのではないかと。そのようなケースで報告していないことは問題事例と判断されるのか。	報告の方法や頻度等は、事案の重大性や緊急性等の個々の取引状況等を考慮して各金融機関において判断すべきと考えますが、経営陣に何らの報告もなされないことは適切ではないと考えます。
42	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（２）③ Ⅱ－４－１０－２（６）① Ⅱ－４－１０－２（７）① 「保険検査マニュアル」 Ⅲ．５．②（iii）	反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、「迅速かつ適切に」経営陣に報告すること等が求められているが、事案の軽重に応じて、適切なタイミングで報告を行う体制を整備すればよいという理解で良いか。	ご理解のとおり、必ずしも経営陣へ報告するタイミングについて一律の対応を求める趣旨ではなく、事案の重大性や緊急性等の個々の取引状況等に応じて、時機に遅れることなく適切なタイミングで報告を行う体制の整備を求めるものです。
適切な事前審査の実施			
43	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（３） 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ii）	「事前審査」の内容は与信審査まで含むのではなく、反社チェックを行うことを指していると理解してよいか。	ご理解のとおりです。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
44	「事務ガイドライン（第三分冊：5 前払式支払手段発行者関係）」 Ⅱ－１－２－１（３）	「適切な事前審査の実施」とあるが、どのように事前審査を行うかや、どの程度を「適切」とみなすかは、各事業者の裁量に任されているという理解でよい。その結果、反社会的勢力のチェックを厳格に行う事業者ほど、排除のための負担が重く、誤って反社会的勢力でない者を排除することも増えると考えられるので、そのような場合に事業者の責任を軽減する（事業者を免責する等）立法措置が必要ではないか。	各事業者においては、それぞれの事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリスクに応じた事前審査の実施が求められます。ご意見後半部分につきましては、貴重なご意見として承ります。
45	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（３）	「反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施」が要請されている。例えば、個人の普通預金口座の開設にあたり、申込者から表明確約を取り付け、問題がない場合には、一旦口座を開設し、即日通帳を交付するが、開設後に反社データベースに該当検索した結果、該当する場合は解約するという取扱いは、データベースの検索が、事後になってしまうことから許されない、という理解でよい。	近時、反社会的勢力への対応に対する社会の関心が高まっている状況を踏まえると、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、普通預金口座の開設前に、反社会的勢力に関するデータベースを用いて申込者についての照合を行う必要があると考えます。 なお、その場合でも、個々の取引状況等を考慮して、即時に営業店で排除することが困難等のやむを得ない事情がある場合に、例外的に口座開設に応じる取扱いを取ることも考えられますが、関係機関等と連携の上、直ちに反社会的勢力を取引から排除する態勢が整備されていることが必要と考えます。
46	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）③～⑤	自社データベースのみでは反社該当性の判断ができない場合、警察に照会するなど自社情報以外の情報を参照する必要があると解して良いか。	自社情報以外の情報の参照の必要性については、対象取引の状況等に応じ、個別具体的に判断する必要があるものと考えます。
47	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）③、⑤	適切な事前審査を実施（Ⅱ－２－６（１）③）したにもかかわらず、データベースに情報がなかったため、反社会的勢力と取引がなされた場合、反社会的勢力との取引解消に向けた取組み（Ⅱ－２－６（１）⑤）を実施していれば、ペナルティを課されることはないかと解して良いか。	ご指摘の「ペナルティ」の趣旨が明らかではありませんが、適切な事前審査によって反社会的勢力を完全に排除することは困難であるとしても、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みにより、速やかに関係解消を図っていくことが求められます。
48	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）③、④	保証業務を行っている貸金業者において、保証業務の審査時に反社会的勢力が否かの事前審査や事後管理を行っていない場合、貸金業法に基づく行政処分の対象となるのでしょうか。または、他の法律による処分はあるのでしょうか。	本監督指針を踏まえ、貸金業者には、適切な事前審査や事後検証の実施等を通じて反社会的勢力の排除に向けた取組みが求められますが、「貸金業」に含まれない保証業務は直接の対象となりません。 なお、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－４－２（１）等で「銀行単体のみならず、グループ体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか」と規定することとしており、保証業務を行う貸金業者の提携先である銀行等において態勢整備が求められることから貸金業者は当該規定に留意する必要があります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
暴力団排除条項の導入の徹底			
49	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（３）	「契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底する」ことが求められているが、銀行が新規に締結するすべての契約書、取引約款への新暴力団排除条項の導入が必要ということか。	銀行が新規に締結するすべての契約書、取引約款に暴力団排除条項を導入しなければならないわけではありませんが、暴力団排除条項が反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の１つであることを踏まえ、当該取引に関して締結されている他の契約書等における暴力団排除条項に基づく解除が可能であるなど、適切に反社会的勢力を排除する態勢が整えられている必要があると考えます。
50	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（３） 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ii）	「徹底」とはあまねく契約書・約款等に暴排条項を導入することを示しているのではなく、取引排除が可能な対応となっていれば問題ないものと理解してよいか。 （理由） 例えば、預金約款等に暴排条項を導入済みである場合、それに付随するサービスの申込書等に暴排条項を導入していなくとも取引排除が可能となるケース等も考えられることから、この点の確認のため。	
51	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）③	「適切な事前審査の実施や契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど」とあるが、この点については、（２）の柱書に記載のあるとおり、「個々の取引状況等を考慮しつつ」、必要に応じて適切に対応を行うものという理解でよいか。取引に係るすべての契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入しなければならないという趣旨ではないことを確認したい。	
52	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（３） 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－２－11（２）③ 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ii）	以下の点について明確化して頂きたい。 「適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど」とあるが、この点についても、柱書に記載のあるとおり、「個々の取引状況等を考慮しつつ」、必要に応じて適切に対応を行うものという理解でよいか。 例えば、単に守秘義務のみを定めた契約のように（秘密保持以外の）契約上の義務履行の継続が想定されていないものや、当事者が（特に業者側が）事由の如何を問わず随時契約を終了させることができることが明記されている契約などにおいては、契約締結にあたって当該相手方が反社会的勢力でないことを適切に確認すべきことは別として、当該契約中に暴力団排除条項を導入する実益が必ずしもない場合があるものと考えられる。このような場合には、個々の取引状況等に照らして、必要に応じて適切に対応すれば足り、必ずしも形式的かつ一律の暴力団排除条項の導入が必要なものではないとの理解でよいか。	銀行が新規に締結するすべての契約書、取引約款に暴力団排除条項を導入しなければならないわけではありませんが、暴力団排除条項が反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の１つであることを踏まえ、当該取引に関して締結されている他の契約書等における暴力団排除条項に基づく解除が可能であるなど、適切に反社会的勢力を排除する態勢が整えられている必要があると考えます。 なお、ご指摘のように暴力団排除条項を導入する実益が必ずしもない場合もあると考えられ、その場合にはご理解のとおり、必要に応じて適切に対応すれば足りるものと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
53	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（３）	「契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入の徹底」という意味が不明である。銀行の主要業務である預金取引については、預金約款の改定により既存顧客にも適用されると理解されている。他方、融資取引については、新規顧客につき暴力団排除条項を導入した銀行取引約定に基づいて行うべきことは当然であるが、既存顧客に対する新規融資を行う際に、改めて暴力団排除条項が導入された銀行取引約定を交わすことを求める趣旨が、仮にそうであれば、既存顧客に対する新規融資に際して、いかなる場合であっても改訂後の銀行取引約定を交わさない限り、融資の実行は認めないとの趣旨が。	ご指摘の箇所は、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の１つであることを踏まえ、これを徹底することを求めるものです。 既存顧客に対する新規融資を行う際に、改めて暴力団排除条項が導入された銀行取引約定書を交わすことが必ず求められるものではありませんが、当該取引に関して締結されている他の契約書等における暴力団排除条項に基づく解除が可能であるなど、適切に反社会的勢力を排除する態勢が整えられている必要があると考えます。
54	「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ii）、（v）	「契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底」「取引解消に向けた取組を行う態勢」に関連し、預金約款への暴力団排除条項の導入については、多くの金融機関が既存預金取引にも適用されることをホームページ等で公表しており、実務上の対応としても定着していると思われる。このような対応で、既存預金取引者に対して暴排条項を適用することが否定されることはないかと理解してよいのか。	ご指摘のような実務上の対応を否定するものではありませんが、その有効性について一般的に示すことは本パブリックコメントの範囲を超えていると考えますので、回答を差し控させていただきます。
適切な事後検証の実施			
55	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（４）	適切な事後検証を行うための態勢の整備を求めているが、「適切」とは、どのような範囲をいうのかを明確にしなければ、具体的な対応は困難である。 問題は２点あると考えられる。 第１に、データベースが整備されていなければ、事後的な検証を行っても反社会的勢力が既存取引先に含まれていることを把握することが困難であるから、その有効性がないと考えられる。個別行にどれだけデータベースの整備を求めるのかの基準が不明確であるにもかかわらず、事後検証を求める政策効果が不分明である。 第２に、事前審査が徹底していれば、新たな情報取得がない限り、事後検証を行っても反社会的勢力との契約を認知する余地はなく、徒労に終わることになる。その意味においてはほとんど無意味とも考えられる事後検証に労力・費用の負担を求める理由を合理的に説明できない限り、金融機関における善管注意義務の観点から、問題があると考えられる。	データベースについては、それぞれの金融機関の事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリスクに応じて、反社会的勢力との関係を遮断するために必要な程度の情報を備えたものである必要があると考えます。 取引開始後に属性が変化して反社会的勢力となる者が存する可能性もあり、また、日々の情報の蓄積により増強されたデータベースにより、事前審査時に検出できなかった反社会的勢力を把握できる場合もあると考えられることから、事前審査が徹底されていたとしても、事後検証を行うことには合理性が認められるものと考えます。
56	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（４）	「反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の事後検証を行うための態勢が整備されているか」とありますが、既存の債権や契約の事後検証について、具体例（代表取締役の変更や取引推移等を注視しているか、取引開始時だけでなく反社データ更新後に当該取引先を反社データベースに突合しているか…等）があればご教示ください。	ご指摘のように、代表取締役の変更や取引推移等を注視することや、反社会的勢力に関するデータベースで取引の相手方についての照合を事後的に行うことのほか、既存契約において暴力団排除条項が導入されているかを確認し、導入に向けた方策を検討する等の対応が考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
57	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（４）	「既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか」には、既存の契約についても悉皆で新暴力団排除条項を追加で織り込む、または別途念書を交わすことが求められているのか。であれば、追加取引の発生等調印の機会がない相手先への説明が容易に行えるように、政府レベルでマスコミを利用した情宣活動を徹底し、関連業界すべてが同一方針・同一歩調で行動すべく指導を徹底することが必要と考える。	「既存の債権や契約の適切な事後検証」には、既存契約中に暴力団排除条項が導入されているかを確認し、導入に向けた方策を検討する等の対応が含まれると考えられますが、既存の契約の変更を一律に求めるものではありません。
58	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（４）	「反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。」とあるが、これは、いわゆる反社会的勢力排除条項が既存契約に盛り込まれているかの事後検証を主として想定したものか。そうである場合、検証の結果盛り込まれていないことが判明した場合、契約相手方に契約の改定を申入れ交渉することまでも適切な態勢として念頭に置いているか。反社会的勢力対応の重要性には全く異論がないものの、契約改定の諾否という相手方の自由意思に係る事項に関する態勢整備という点について、十分なイメージを持ちきることが難しいことからお尋ねするもの。 事後検証範囲固定義や相手方への申入れ有無等については、相手方属性（一例として、海外の契約相手方）やその他諸事情を勘案し、各社の合理的判断による余地もあるものと料する。	
59	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（４）	「反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。」について、どの程度の頻度で事後検証を行うことが適切と考えられるのでしょうか。	事後検証の実施頻度については、一律の対応が求められるわけではありません。データベースの更新状況や取引の相手方の属性が事後的に変化する可能性等を踏まえ、各金融機関において、個別の債権や契約内容に応じて、実施頻度を検討する必要があります。
60	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（４） 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（iv）	適切な事後検証の実施（監督指針）ならびに既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢を整備しているか（検査マニュアル）に関連し、事後検証を行う周期ならびに方法については、金融機関の規模、特性、対象顧客のリスク評価の結果等に応じて行ってさしつかえないか。	ご理解のとおりです。
反社会的勢力との取引解消に向けた取組み			
61	「事務ガイドライン（第三分冊：５ 前払式支払手段発行者関係）」 Ⅱ－１－２－１（５）②	「取引の解消を推進しているか」とあるが、反社会的勢力との取引が生じていない場合には該当しないと思われるので、「反社会的勢力との関係が生じた場合には」と限定を付すなどしていただきたい。	「取引の解消を推進しているか」という着眼点は、反社会的勢力との関係が生じた場合に問題となることは明らかであると考えますので、ご指摘のような限定を付す必要はないと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
62	「事務ガイドライン（第三分冊：5 前払式支払手段発行者関係）」 Ⅱ－1－2－1（5）④	「不適切・異例な取引」については、各事業者ごとに、通常の事業活動内容を踏まえて判断すればよいという趣旨か。	「不適切・異例な取引」については、各事業者の通常の事業内容等を踏まえるのみならず、社会通念に照らして判断する必要があると考えます。
63	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－3－1－4－2（5）② 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．2．③（i）	「預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用を検討する」とあるが、買取価格の合理性や透明性を高めるなど、金融機関が同制度を使いやすくなるよう、金融庁から預金保険機構に働きかけを行ってほしい。	貴重なご意見として承ります。なお、特定回収困難債権の買取価格の算定基準については第三者から意見を聴いたうえで決定（算定基準を改定する場合を含む）しており、当該基準に基づく価格の合理性や透明性を確保しています。（預金保険法第101条の2第2項及び金融庁・財務省告示第二号ご参照）
64	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－3－1－4－2（5）②	「株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用」について、株式会社整理回収機構の買取基準や要件は、預金保険機構の「特定回収困難債権買取制度」と同様に、一定の指針や考え方が株式会社整理回収機構より提示（公表）されるのか。	ご指摘の内容については、平成26年3月28日に株式会社整理回収機構より公表されておりますので、そちらをご参照ください。 (http://www.kaisyukikou.co.jp/intro/intro_101.html)
65	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－3－1－4－2（5）②	預金保険機構やサービサーの活用問題は、融資取引に特有のものであるから、仮にこのような内容を規定するのであれば、そのことを明示すべきではないか。	融資取引に関する内容であることは文脈上明らかであると思われるので、あえて明示する必要はないと考えます。
66	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－3－1－4－2（5）②	○ 「預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用」と明示した場合、各金融機関においては、反社会的勢力に対する融資が判明した場合には、預金保険機構に売却して償却処理をすればよいとの安易な判断になることが懸念される。そのようなモラルリスクについて明確な防止策を講じるべきである。サービサーの活用についても同様である。 ○ 上記の点は、Ⅲ－3－1－4－2（5）③における「可能な限り回収を図る」との関係が整理されていないため、金融機関における対応において、著しく混乱するおそれが強いと考えられる。金融機関としてどのような対応をとるべきかを明示すべきである。	一般的に、特定回収困難債権の買取価格は、回収のために通常行う措置を取ることが困難という債権の特殊性を踏まえた価格となり、持込金融機関側に一定の損失が生じると見込まれるため、モラル・ハザードを招くおそれは低いと考えます。サービサーについても、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮した上で活用する限りにおいて、同様であると考えます。 金融機関としてどのように取引の解消を推進するかについては、個々の取引状況等を考慮しつつ判断される必要があり、一律に明示することは相当でないと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
67	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）⑤ロ.	貸金業者も整理回収機構のサービス機能の利用が可能と理解しており、これにより反社会的勢力との取引の解消を促進することができるものとする。債権額の多寡にかかわらず、積極的に買い取りを進めるなど、貸金業者にとって利便性の高い制度となるとともに、できる限り早期に、貸金業者が利用できる環境が整備されることを期待する。	株式会社整理回収機構のサービス機能の利用については、同機構が平成26年3月28日に公表した「RCCのサービス機能を活用した反社債権の管理・回収の概要」等をご参照ください。 (http://www.kaisyukikou.co.jp/intro/intro_101.html)
68	「貸金業者向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－２－６（１）⑤ロ.	債権回収会社（サービス）に対する債権回収の委託又は債権譲渡は、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みの一つとして評価されると解して良いか。	基本的にご理解のとおりと考えられますが、どのように取引の解消を推進するかについては、個々の取引状況等を考慮しつつ判断される必要があります。なお、No. 66もご参照ください。
69	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（５）③ 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ｖ）	反社であることの確認において、警察から属性要件の情報は得られるものの、行為要件の情報は捜査情報である等の理由で提供されない場合に、暴力団排除条項の適用について、弁護士より、行為要件（現在の反社の活動状況）の立証が不十分であるとの見解が示されるケースがある（注）。このようなケースを含め、反社であることの判定（暴力団排除条項の適用判断）について、適切な取扱いや留意すべき点等を示してもらいたい。 （注）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の解説において、「暴力団排除条項の活用に当たっては、反社会的勢力であるかどうかという属性要件のみならず、…（中略）…行為要件の双方を組み合わせることが適切であると考えられる」としている。	反社会的勢力であることの判定については個別取引毎に具体的状況に即して行う必要があり、一般的には、自社のデータベースや現場での交渉記録、警察等からの提供情報等を総合的に勘案した上で判断することが必要となると考えます。
70	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５）③	この項目は与信取引を念頭にしていると思われるが、与信取引において、関係解消に向けて法的に可能な限り回収を図ることを意図していると理解してよいか。	ご理解のとおりです。なお、与信取引以外の取引についても、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮が必要です。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
71	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（５） ③	「事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど」とあるが、「可能な限り」とはどのように対応すればよいか。より具体的にするため、暴力団排除条項の有無を反映した対応を示してもらいたい。	暴力団排除条項が導入されている取引に関しては、当該条項に基づいて取引を解消することが基本的には可能となるため、原則として速やかな取引関係の解消を図る必要があると考えますが、その場合でも、反社会的勢力を不当に利することの無いよう当該取引に係る債権回収の最大化を図る観点や、役職員の安全確保の観点等を総合的に考慮した上で、具体的対応について検討することが求められます。 暴力団排除条項が導入されていない取引に関しては、取引関係の解消を図るために採り得る手段について具体的に検討した上で一定の対処方針を策定し、当該対処方針に基づく対応を採ることが求められます。 なお、保証会社から代位弁済を受けた場合、基本的には「可能な限り回収を図る」に該当すると考えられますが、保証会社がグループに含まれる場合には、グループ一体となった反社会的勢力排除の取組みが求められます。
72	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（５） ③	「可能な限り回収を図る」はどこまでの対応を求めるのか。また、保証会社から代位弁済を受けた場合は「可能な限り回収を図るなど」にあたるという理解でよいのか。	
73	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（５） ③ 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ｖ）	「反社への利益供与にならないよう配慮しているか」とあるが、次の対応が利益供与に該当しないか確認したい。 ①反社から「可能な限り回収を図る」ための条件変更を行うこと ②期限の利益を喪失させずに預金保険機構の特定回収困難債権の買取制度を利用する場合、預金との相殺を行わずに預金保険機構に融資債権を譲渡すること	いかなる場合が「利益供与」に該当するかはケースバイケースであり一律に確定することは困難ですが、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）や各都道府県の暴力団排除条例の趣旨に照らして、個別取引毎に判断する必要があります。
74	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－10－２（６）③	保険契約の存在それ自体が、直ちに利益供与となるものではないと理解されるが、どうか。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
75	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５） ③	「取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。」との記載があるが、融資金につき分割弁済をしているとの事実から利益供与に該当すると一律にはいえないと考える（融資を行うことが問題であることは明白だが、融資返済を分割で行う対価として利息が払われているはずである。）。また、「可能な限り」とされているように、期限の利益を喪失させて回収することが困難な場合も多いと解される（たとえば、通常の住宅ローンで延滞もなく、家族が生活している住居に係るローンなどがある）。 そこで、「可能な限り回収を図るなど」を削除し、「外部専門機関と連携しつつ」を加えたらどうであろうか。	「可能な限り回収を図るなど」との記載でも、融資金につき分割弁済をしているとの事実から一律に利益供与に該当すると考えられるわけではなく、また、一律に期限の利益を喪失させて融資金の回収を図ることを求めているものでもありませんので、ご指摘のような修正の必要はないと考えます。
76	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５） ③	「可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。」とあるが、実務的には、次の点において問題があると考えられる。 第１に、融資先が反社会的勢力であることが判明した場合に、期限の利益を喪失させずに、正常弁済を継続することが許容されるかどうかであり、この点が最大の問題である。可能な限りの回収を図る目的で、正常弁済を行っている反社会的勢力について、期限の利益を喪失させずに弁済を受けるとは、「反社会的勢力への利益供与にならないように配慮する」結果として、許容される場合があるものと理解してよいのか。そのように理解してよいのであれば、どのような場合に許容されるのか。 第２に、反社会的勢力に対する貸金があることが判明した場合において、当該貸金につき担保があり、担保の実行により貸金の回収を行うのであれば、「利益供与」にはならないことは明らかである。しかし、一般の債務者であれば、期限の利益喪失条項（請求喪失）に該当したとしても、返済条件の変更等により対応することが一般的であり、期限の利益を喪失したものとして担保の実行は直ちにはしていない。このような一般の債務者に対する取扱と同様に、反社会的勢力につき、返済条件を変更することにより、正常弁済の継続をすることは許容されるか。 第３に、仮に上記が許容されないのであるとすると、金融機関が期限の利益を喪失させたことにより、債務者が破綻する可能性が十分に考えられるところであり、これに連鎖して取引先も経営破綻することも考えられる。このような場合又はその可能性を指摘して金融機関の損害賠償責任等の法的責任が追及されるリスクが高い。このようなリスクを回避する目的で、返済条件を変更する等の措置をとることは許容されるか。 第４に、上記第３のリスクに関して、債務者から役職員に対する危害が示唆され、それを恐喝罪に該当するものとして警察に告発したものの、直ちには対応が得られなかった場合、金融機関の態度として問題があるか。仮に警察が告訴を受理する可能性があるとして判断して、それまでのつもりで返済条件を変更した場合はどうか。	ご指摘のような各ケースにおける対応が許容されるかについては個別具体的に判断される必要があり一律に確定するのは困難ですが、速やかに取引関係の解消を図ることを原則としつつ、反社会的勢力を不当に利することの無いよう当該取引に係る債権回収の最大化を図る観点や、役職員の安全確保の観点等を総合的に考慮した上で、具体的対応について検討する必要があります。
77	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５） ③	金融機関において契約当事者が反社会的勢力に該当するとの疑いを認知したものの、警察から当該契約当事者が反社会的勢力に該当する旨の情報提供が得られず、かつ、他に当該契約当事者が反社会的勢力に該当すると断定するに足る情報を入力し得なかった場合に、期限の利益の喪失等の特段の措置を講じないことは必ずしも利益供与となるものではなく、また、必ずしも金融機関の業務の適切性が害されていると評価されるものではないと解されるが、そのような理解でよいのか。	ご指摘の場合は、様々な手段を尽くしたものの反社会的勢力であると判断できなかった場合と理解されますので、ご理解のとおりと考えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
78	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５） ③	（１）「取引開始後に反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか」という点は、解消を前提とした上で可能な限りの回収を要請する趣旨か、あるいは回収の最大化を図るためには解消を留保することを許容する趣旨か。 （２）本指針の趣旨は、反社排除を行い業務の適切性を確保すると共に、回収の最大化を図ることで反社に手残り利益を与えない、という点にあり、①業務の適切性を確保するため解消を図ることを当然の前提としつつも、②手残り利益を与えないよう回収の検討、努力を求めたのであって、③金融機関において、業務の適切性を確保するため、反社排除を行い、回収に努めた結果、回収不能部分が生じたとしても、それは本指針の趣旨に反するものではない、と考えて良いか否か。 （理由） 反社であると判明した場合は、早期関係解消は無論のこと、回収の最大化を図って先方に手残り利益を与えない、という観点が必要であることは理解している。ところで、一般的に約定返済が継続している場合に、反社であると判明した場合、表明確約違反の融資詐欺にも該当し得るところから、金融機関とすれば暴排条項を活用して一括回収を図ることが望ましい場合も有り得ると思われる。しかしながら、一括回収を図った結果、相手方の反発を招き、弁済を受けられないと予想されるケースもあると思われる。例えば、漫然約定返済を継続させ、仮に、一年後に反社会的勢力の逮捕等により破綻したとしても、期失して全部の回収不能を招く場合と比較すると、一年間の約定返済金を受けられるだけ経済的には満足を受けられるから、そちらの方が望ましい、という風に受け止められる虞がある。 このような現場の判断が本指針に反するのか、あるいは許容されるのかを明らかにするため、本指針の趣旨を質問した次第である。	（１）取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係解消に向けた取組みを行う必要があります。 （２）ご指摘の箇所は、反社会的勢力との取引が判明した場合には、速やかな取引関係の解消を図ることを原則として、反社会的勢力を不当に利することの無いように当該取引に係る債権回収の最大化を図る観点や、役職員の安全確保の観点等を総合的に考慮した上で、具体的対応について検討することが求められることを示すものです。
79	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－１－３－２（５）③	「取引開始後に保証委託者等が反社会的勢力であると判明し、信用保証協会が求償権を取得した場合には、・・・」とありますが、これは金融機関から代位弁済を求められた時点で、主債務者が反社であると判明した場合であっても保証協会は代位弁済をしなければならないことを前提としているものなのでしょうか。	ご指摘の箇所は、「事後検証の実施等により、取引開始後に保証委託者等が反社会的勢力であると判明し」した場合全てにおいて、信用保証協会が代位弁済し求償権を取得することを前提とした記載ではなく、あくまでも個別取引の事情に応じて信用保証協会が求償権を取得した場合の対応に係る着眼点を示したものです。
80	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（６）③	「可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。」とあるが、例えば、保険契約の契約者、被保険者又は保険金受取人が反社会的勢力に該当するとの疑いを認知したものの、当該契約当事者が反社会的勢力に該当すると断定するに足りる情報を入手し得なかった場合や、保険契約の契約者、被保険者又は保険金受取人が、重大事由解除の解除事由に形式上は該当すると認められる場合であっても、当該契約の内容、経過、反社会的勢力の関与の度合い等に照らし、保険法第30条第3号、第57条第3号ないし第86条第3号にいう、「保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする」とまでは認められない場合に解除権の行使を差し控えることは必ずしも利益供与となるものではなく、また、必ずしも保険会社の業務の適切性が害されていると評価されるものではないと解されるが、そのような理解でよいのか。	監督指針に記載しているとおり、反社会的勢力との関係遮断は重要な課題であり、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、組織としての対応や、反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築等を行っていくことが必要であると考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
81	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５） ④ 「金融検査マニュアル」 Ⅲ．２．②（ｖ）	「主要行向けの総合的な監督指針」の「（５）反社会的勢力との取引解消に向けた取組み」や「金融検査マニュアル」の同様な箇所では、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を求めている。これは、預金取引や為替取引の場合には、預金者等が反社であることのみをもって一律にすべての取引を拒否することまでは求めているという趣旨か。	ご指摘の箇所は、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に、新たな資金提供や不適切・異例な取引を行うことは、反社会的勢力から弱みをつけこまれたり、暴力団の犯罪行為等を助長する虞が極めて高いことから、これを行ってはならないことを特に確認するものです。 取引開始後に反社会的勢力であることが判明した取引の相手方との預金取引等については、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意し、取引解消に向けた取組みを行う必要があります。
82	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（５） ④	「主要行向けの総合的な監督指針」の「（５）反社会的勢力との取引解消に向けた取組み」では資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を求めている。 通常の預金取引しかない口座であっても、反社会勢力と認定された場合には暴排条項を活用して銀行が一方的に預金取引を解消できるよう、預金残高の供託制度などを検討すべきではないか。	現状でも一定の要件を満たす場合には、供託所に対する弁済供託が認められていると承知しております。
83	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－３－１－４－２（５） ④	「いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか」とありますが、例えば、不動産購入資金として融資の申込があった場合、金融機関は、融資申込者が反社会的勢力の疑いがない先であることを確認することとなりますが、他方、金融機関の取引の相手方ではない不動産の売主（第三者）について、反社会的勢力の疑いがないかどうかを確認することまでは求められていない、という理解で差し支えないでしょうか。	ご指摘の場合において、金融機関の取引の相手方ではない第三者の反社会的勢力該当性まで金融機関において確認することを求めるものではありません。
84	「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（５） 「保険検査マニュアル」 Ⅲ．５．②（ｖ）	「保険会社向けの総合的な監督指針において「保険金等の支払審査の実施」、「保険検査マニュアル」において「反社会的勢力からの不当な請求等を防止するための保険金等支払管理態勢の整備」とあるが、これらの「保険金等」には保険金、給付金および年金などの保障に関する支払金は含まれるものの、契約解約時等に支払われる解約返戻金は含まれないとの理解で良いか。	解約返戻金については、保険契約の解消に当たって保険会社から保険契約者に対し支払われるものですが、その支払いに当たっても、例えば、疑わしい取引に該当しないか等に注意して行われる必要があると考えます。
株主情報の管理			
85	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－３－１－４－２（７） 「保険会社向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－４－１０－２（８）	上場会社においては、反社会的勢力が自社株を売買すること自体を避ける術はなく、また、仮に反社会的勢力が自社株を保有しているとの事実を認知したとしても、「関係を解消」を実行する方策は存しない。そうすると、「定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認する」態勢の整備は、それ自体反社会的勢力排除の方策として実効性がないものと言わざるを得ず、そうであるにもかかわらず、かかる確認を実施する態勢の整備義務を課するような定めを置くことは、金融機関に対して無用な負担を負わせるものであり、近時問題となっている「コンプラ疲れ」の要因ともなる。したがって、当該規定は削除するか、すくなくとも、当該規定が、金融機関に確認態勢整備義務を課するものではないことを明らかにすべきである。	本項は、定期的に株主の属性を把握して、株主の立場を利用した不当要求等へ備えるためのものであり、株主が反社会的勢力と判明した場合に、株式を売却させることまで求める趣旨ではありません。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
【参考】経済産業省受付分（「信用保証協会向けの総合的な監督指針」に対するコメント及び考え方）			
1	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－１－３－２（２）①	保証協会を利用している中小企業の中で、相応の規模の企業は複数の金融機関と取引している場合が多くあります。各金融機関と保証協会が個別に情報を収集分析するとなると、必ずしも判断が一致しません。情報が不一致となると各機関間で調整を図る必要が生じますが、それぞれの情報を検証する第三者機関の存在がなく、調整作業に相当の労力を要することとなります。警察と金融機関との情報共有に際して保証協会にも同質の情報が提供されるシステムの構築を希望いたします。	貴重なご意見として承ります。
2	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－１－３－２（５）③	事後検証の実施局面においても保証協会が独自に情報を収集分析した場合、金融機関と情報の不一致が生じる可能性が想定されます。警察等からの情報提供の一元化を希望いたします。 また、金融機関等においては「預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用を検討するとともに、当該制度の対象とならないグループ内の会社等においては株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等」と解消に向けた方策が用意されていますが、保証協会においては特段そのような方策が用意されておられません。保証協会においても金融機関等と同様に当該ケースに該当する場合には同制度を利用できる仕組みを構築いただけると幸甚です。 さらに、現在、金融機関と保証協会との間で、反社会的勢力に対する融資金について「錯誤無効」を理由として複数の訴訟が展開されているところです。今回の監督指針の見直しにより、保証協会は求償権を取得する前提のように読めてしましますが、現段階における御庁の見解をご教示下さい。 また、御庁のご指導により、反社会的勢力と判明した時点での金融機関と協会との責任分担について指針等を定めていただければ、法廷闘争を行わずに結論が出て迅速に債権回収が図られますので、そのような指針のご検討を是非お願いしたいと考えます。	信用保証協会の求償権に関連してご指摘の箇所は、「事後検証の実施等により、取引開始後に保証委託者等が反社会的勢力であると判明し」た場合全てにおいて、信用保証協会が代位弁済し求償権を取得することを前提とした記載ではなく、あくまでも個別取引の事情に応じて信用保証協会が求償権を取得した場合の対応に係る着眼点を示したものです。 ご意見等に係る点については、貴重なご意見として承ります。
3	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－１－３－２（２）② Ⅱ－１－３－２（４）	信用保証協会による警察庁データベースへの接続を期待するとともに、これが実現するまでの間は、以下のとおり、継続的な取組姿勢を監督いただくような指針に変更していただきたい。 Ⅱ－１－３－２（２）②4行目の「体制となっているか。」について、「体制整備に努めているか。」もしくは「体制整備に取り組んでいるか。」への変更 Ⅱ－１－３－２（４）2行目の「態勢が整備されているか。」について、「態勢整備に努めているか。」もしくは「態勢整備に取り組んでいるか。」への変更 ・理由 反社会的勢力との関係遮断は、金融機関のみならず資金調達に携わる関係機関が一丸となり取組むことで、より一層の効果が発揮されますので、警察庁が有している反社会的勢力のデータベースを信用保証協会が共有できるようなシステム構築が最も有効だと思われます。このように、現状では信用保証協会の警察庁との連携体制及び反社会的勢力との関係遮断体制が完全に整備されているとは言い難く、その一方で、データベース構築には信用保証協会、監督官庁、警察庁等の協議が必要であり、一朝一夕に実現するものではありません。したがって、意見のとおりデータベースの接続を期待するとともに、その間の監督指針については、態勢整備の完了を監督いただくのではなく、整備への取り組み姿勢を監督いただくよう変更を希望するものです。	ご指摘の信用保証協会に対する監督については、警察庁データベースとの接続のみをもって、「反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制」や「適切な事後検証を行うための態勢」が構築されたと判断するものではありません。また、警察との連携体制の構築にあたっては、監督指針案のとおり「平素より、警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築すること」が特に重要と考えます。 ご意見等に係る点については、貴重なご意見として承ります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
上場銀行における社外取締役設置			
1	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－１－２ 柱書き、 (1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 Ⅱ－１－２ 柱書き	実務上、独立性の高い社外取締役候補の選定には相応の時間を要することから、本監督指針改正が施行された後に招集される株主総会（例えば、平成26年6月の株主総会）において、独立性の高い社外取締役を選任するだけの時間的余裕がないことも考えられる。こうした場合には、経営管理（ガバナンス）態勢の検証において配慮願いたい。	平成26年定時株主総会における役員人事の選任は、既に相当程度進んでいるケースが多いと考えられます。 いずれにしても何らかの事由により、独立性の高い社外取締役が設置されていない場合においては、その合理的な理由や設置予定時期を日常の監督において確認していくことになります。
2	同上	適用時期については、役員人事に関わることであり、十分な準備期間を設けていただきたい。	
3	同上	各行の置かれた状況や地域の実情等によっては、「独立性が高く、且つ、取締役として適格な識見を有する社外取締役候補が見つからない」場合等も想定されるが、このように、独立性の高い社外取締役を選定しないことに相当な理由がある場合には、経営管理（ガバナンス）態勢の検証において問題があるとはみなさないこととしていただきたい。	独立性の高い社外取締役が設置されていない場合においては、その合理的な理由及び設置予定時期を日常の監督において確認していくことになります。
4	同上	「上場銀行及び上場銀行持株会社」とは、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条の4ほか各金融商品取引所で規定されている上場内国株券の発行者である銀行および銀行持株会社と理解してよい。また、「独立性」の定義は東証等で示されている基準と理解してよい。	貴見のとおりです。
5	同上	「独立性の高い社外取締役」とは、東証など金融商品取引所の上場規程の独立役員要件と同様との理解でよい。	
6	同上	「上場銀行及び上場持株会社」について、公開会社であるが非上場の銀行や、有価証券報告書を提出しているが非上場の銀行は対象外という理解でよい。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7	同上	会社法改正法案では社外取締役の設置は義務付けられておらず、また、東証の上場規程でも社外取締役の確保は努力義務である。一方、監督指針改正案の「取締役の選任議案の決定に当たって～独立性の高い社外取締役が確保されているか検証する」は、社外取締役の設置の義務付けともとれる記載となっており、改めるべきである。	会社法改正案（平成25年11月国会提出）において、社外取締役を置いていない場合には、株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないと規定されているほか、金融商品取引所においても、独立性の高い社外取締役を1名以上確保するよう努めなければならないとされており、非上場会社に比べ、より高い経営管理（ガバナンス）が要求されています。さらに、銀行及び銀行持株会社は、銀行業務の公共性に鑑み、当該銀行及び当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営が求められていることも踏まえ、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役が確保されているかを検証することとしたものです。 いずれにしても何らかの事由により、独立性の高い社外取締役が設置されていない場合においては、その合理的な理由や設置予定時期を日常の監督において確認していくことになります。
8	同上	「取締役の選任議案の決定に当たって、～確保されているか検証する」は、取締役の選任議案の決定プロセスにおいて、独立性の高い社外取締役を確保するよう努めたかを事後的に検証するものであり、選任議案の是非を評価するものではないことを確認したい。	取締役の選任議案の決定に当たり、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役が確保されているかを検証するものです。 なお、「独立性の高い社外取締役」の定義については、番号4及び番号5を御覧ください。
9	同上	今回の改正は、上場銀行及び上場銀行持株会社に対して「少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役」の確保を促すものである。かかる改正は、会社法改正案において、社外取締役を導入しない上場会社等の取締役が「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業年度に関する定時株主総会で説明しなければならないとされていることと同様、社外取締役の導入を促進するものである。また、上場規則の改正との対比においても、取締役である独立した社外取締役の選任を努力義務ではなく、その確保を求めるものであり、一歩進んだ内容となっている。 これについては、上場銀行及び上場銀行持株会社のコーポレート・ガバナンス向上の観点から評価することができる。 コーポレート・ガバナンスの最終的な目的は「企業価値（株主共同の利益）の最大化」であり、形式を整えるのは最低限の必要条件に過ぎない。独立性の高い社外取締役が機能するためには、社外取締役に対する情報提供等のサポート体制等の実質が重要であり、それにはコーポレート・ガバナンスをより実効性の高いものにしていく関係者の取り組みが不可欠である。	貴重なご意見として承ります。
10	「主要行等向けの総合的な監督指針」 Ⅲ－１－２（２）	Ⅲ－１－２（２）における「主要な子銀行」とは、具体的にはいかなる子銀行を指すのか。	「主要な子銀行」については、例えば、総資産額が当該銀行持株会社グループ内で相当程度を占める規模の子銀行など、当該銀行持株会社グループに与える影響を踏まえ総合的に判断していきます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
11	同上	Ⅲ－１－２（２）は、G-SIFIsに選定された銀行持株会社の主要な子銀行に独立性の高い社外取締役がいれば、その銀行持株会社が委員会設置会社であることまでは検証されないと理解してよい。また、逆にその銀行持株会社が委員会設置会社である場合は主要な子銀行に独立性の高い社外取締役が確保されていることは検証されないと理解してよい。 また、Ⅲ－１－２（２）で掲げられている経営管理（ガバナンス）態勢は例示であり、これ以外でも「より強固な経営管理（ガバナンス）態勢」と検証される態勢を排除する趣旨ではないと理解してよい。	監督指針改正案のⅢ－１－２（２）は、組織体制を委員会設置会社とすることや銀行持株会社の非上場の主要な子銀行にも独立性の高い社外取締役を確保することを例示として掲げておりますが、G-SIFIsの規模、複雑性、国際性、システミックな相互連関性に鑑み、より強固な経営管理（ガバナンス）態勢となっているか検証を行っていくことになります。
12	同上	社外取締役はともかく、委員会設置会社に関する例示は削除すべきである。 当該例示は、「委員会設置会社は監査役設置会社比ガバナンスがより強固である」という評価を明確に打ち出すもので、委員会設置会社には、執行役の意思決定は会議体を経ることを法定されておらず任意の会議体を設けない限り議論の手続は保証されない、取締役会による執行役の執行状況チェックは事後チェックに留まり事前に不適切な業務執行を止める仕組みがないなどの性質があり、極めて不適切である。	